

事 務 連 絡
令和 2 年 (2020 年) 10 月 27 日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会

御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を
受診した場合の流れについて

平素は、本県の保健医療行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このことについて、令和 2 年 10 月 16 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策
推進本部から別添写しのとおり連絡がありましたのでお知らせします。
また貴会会員への周知について、よろしくお願いします。
なお滋賀県における、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについては調整中であ
り、改めてお知らせする予定です。

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室
調査・医療対策係
TEL : 077-528-3584
FAX : 077-528-4866
E-mail: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症

対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を
受診した場合の流れについて

次のインフルエンザ流行に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年 10 月中を目途に整備することをお願いしているところです。（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日付け事務連絡））

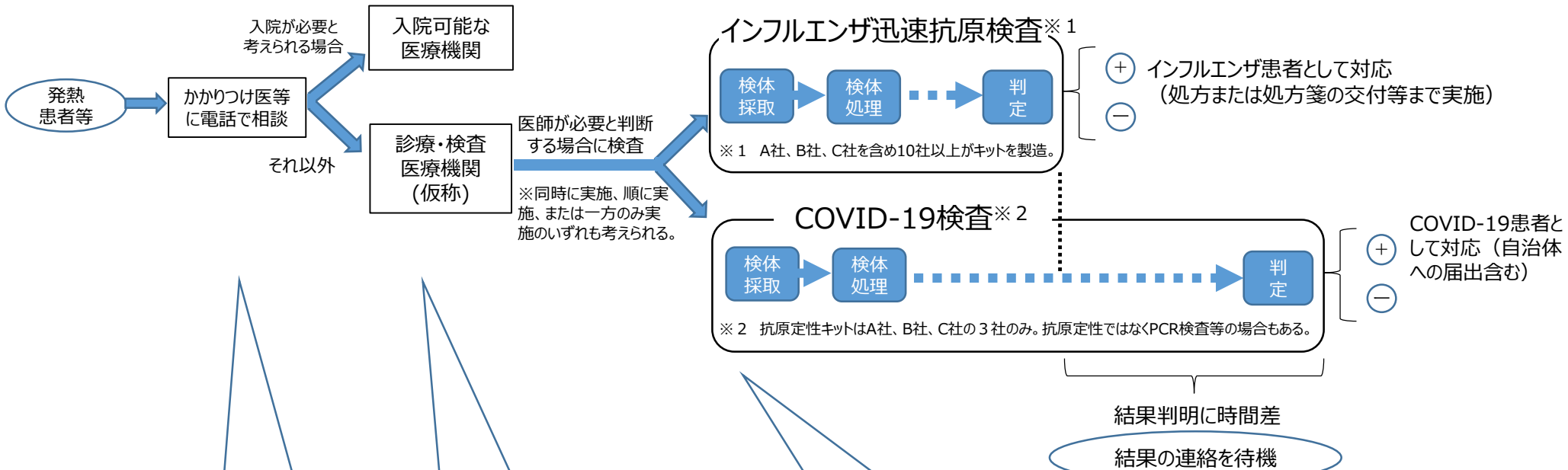
また、10 月 2 日には、それぞれの検査の特性や留意点等を一覧し、実際の検査に当たって参考とできるよう「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 1 版）」をとりまとめました。（「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 1 版）」及び鼻腔検体採取における留意点等について」（令和 2 年 10 月 2 日付け事務連絡））

今般、このような状況を踏まえ、次のインフルエンザの流行に備え、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れを別紙 1 のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」（別紙 2「医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について」（令和 2 年 3 月 9 日付け事務連絡）別添）とあわせて貴管内関係者へ周知するとともに、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備においてご活用いただくようお願いいたします。

なお、「「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 1 版）」及び鼻腔検体採取における留意点等について」（令和 2 年 10 月 2 日付け事務連絡）のとおりに、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの検査も活用となっており、診療・検査医療機関（仮称）における発熱患者等の迅速・スムーズな診断・治療につなげられるよう、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの積極的な活用に向けた検討も、あわせてお願いいたします。

発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー

別紙 1



- 患者は受診前に必ず電話相談し来院時間を決定
- 公共交通機関以外による来院を勧奨
- 来院時間を遵守しマスクをした上で来院
- 医療機関では常に換気を行い、患者ごとに適切に消毒を実施

- 来院時より発熱等患者の動線を分離 (時間的分離を含む)
- 患者が呼吸器症状を呈する場合にはサージカルマスクを着用をさせる

- 検体採取は他の患者と動線を分離して実施
- 臨床所見、地域の感染状況や各医療機関の検査実施体制により、インフルエンザまたはCOVID-19の検査の必要性・順番を判断 (検査結果以外の臨床所見に基づくインフルエンザの診断及び抗インフルエンザ薬の処方も可能)
- ※ 検査キットが同一企業のものである場合のみ、インフルエンザとCOVID-19の検査を同一検体により実施可能。(A社、B社及びC社の3社のみ両キットをともに製造。)

- 他者と接触しない場所で待機
- 結果は医療機関から通知
- その後、陽性だった場合は自治体からも患者に連絡

事務連絡

令和2年3月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたとおりですが、検査を受けた方に関しては、検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であることから、今般検査後の患者の扱いに対して別添の「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」をとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」を配布するよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）

新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

本日、検査を受けた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方です。検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であり、以下の点についてご注意ください。

●公共交通機関は避けて、自宅で過ごしてください。

・検査結果が出るまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に戻っていただき、結果がでるまで自宅で過ごしてください。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
・咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

●健康状態を毎日確認してください。

・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。

・検査結果がでるまでに、症状がひどくなった際には、当院に電話で連絡し、すでに新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。